

児童虐待を発見、疑った場合は、まずは**連絡(通告)**を!

## 通告受理機関

名称/住所	電話番号	時間等	
子ども家庭支援センター (大分市庁舎 城崎分館 2階)	中央子ども家庭支援センター (大分市庁舎 城崎分館 2階)	537-5688	平日 8:30~18:00 (土・日・祝日を除く)
	東部子ども家庭支援センター (鶴崎市民行政センター 1階)	527-2140	平日 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
	西部子ども家庭支援センター (穂田市民行政センター 1階)	541-1440	平日 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
大分県中央児童相談所 (大分市荏隈2丁目3番1号)	544-2016	平日 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)	(時間外・休日の場合) 大分市役所 534-6119
児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)	24時間365日	

**緊急時  
24時間対応**

※子どもや家族が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には速やかに大分県中央児童相談所へ通告してください。  
 ※子どもの生命が今すぐ危ぶまれる場合は、警察(110番)、救急(119番)への通報を最優先してください。

## 各種相談窓口

	名称	電話番号	主な相談内容	利用時間等		
大分市	大分市保健所	中央保健センター	乳幼児の健康・発育・発達等の子育て相談、妊娠・出産、こころの相談	電話・窓口相談	8:30~17:15	
		東部保健福祉センター		面接相談(予約制)	9:00~16:30	
		西部保健福祉センター				
大分市教育センター	教育相談・特別支援教育推進室 (エデュ・サポートおおいた)	533-7744	いじめ・不登校等および特別支援教育に関する相談	電話相談受付 面接相談(予約制)	月~金 9:00~17:30 土 9:00~16:45 9:00~17:00	
その他関係機関	大分県子ども・女性相談支援センター (いつでも子育てはっとライン)		子育てに関するあらゆる相談	電話相談	24時間対応	
	大分県警察本部 人身安全・少年課	大分っ子フレンドリーサポートセンター	532-3741	非行等の子どもの相談全般	電話相談 面接相談(予約制)	9:00~17:45
	大分地方法務局	子どもの人権110番	0120-007-110	いじめ・不登校、体罰 その他子どもの人権相談	電話相談 面接相談	8:30~17:15
	大分県こころとからだの相談支援センター		541-6290	精神保健福祉に関する相談(こころの健康、アルコール、薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもり等に関する相談)	電話相談 面接相談(完全予約制)	8:30~12:00 13:00~17:00 9:00~17:00



# 大分市子ども虐待対応の手引き

子どもの笑顔を守るために私たちにできること



~相談・通告は支援のはじまりです~

大分市では、虐待から子どもを守るため「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を設置し、虐待の発生予防、虐待の早期発見・早期対応支援・アフターケア(再発防止)までを行っています。

### 通告すべきか? 判断に迷った時

「虐待と言い切れるのか」「勘違いだったらどうしよう」と通告を迷う場合でも、すぐに連絡し、ありのままを相談してください。虐待のリスクや程度については、通告窓口(通告受理機関)で調査し、判断します。

### 組織での対応が大切

虐待なのかな?と思った時は、ひとりで抱え込んだり自分だけで解決しようとせず、組織的な対応が必要です。そのためにも、虐待発見時の対応のルール(報告・相談・会議)を組織内で決めておくことが必要です。

### 保護者との信頼関係

保護者との信頼関係を壊したくない気持ちから通告を躊躇してしまうという声も聞かれます。しかし、重要なのは子どもを守ることです。虐待をしてしまう親を責めるのではなく、家族の抱える問題を理解し、家族全体を支えるためにできるだけ早く支援の輪を築くことが必要です。

### 通告のタイミング

対応に時間を要する場合がありますので、午前中の早い時間に通告をすることが望まれます。その際、子どもに傷や痣等が確認された場合には、写真などの記録をしておくことも重要です。



子どもの様子

- 虐待対応において緊急性の高いもの**
- 生命の危険があるようなケガをしている。  
(頭部・腹部の外傷、窒息の危険がある等)
  - 脱水症状や低栄養状態のための衰弱。  
(低身長・低体重等)
  - 性的な被害が疑われる。  
(性交や性的行為を強要されている。)
  - 子どもが保護を求めている。  
(家に帰りがたがらない差し迫った状況がある。)

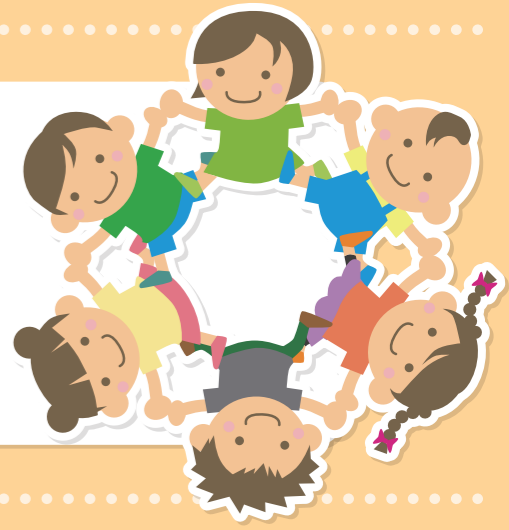
保護者の様子

- 生命に危険が及ぶほどの加害行為。  
(骨折、臓器の損傷、重症火傷、首を絞める等)
- 治療が必要だが、受診をさせようとしない。  
(子どもの心身に影響があるも、必要な医療を放棄している。)
- 親子心中や子どもの殺害をほめかす。  
(心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え)

# 幼稚園・保育所(園)・認定こども園での気づきから支援まで

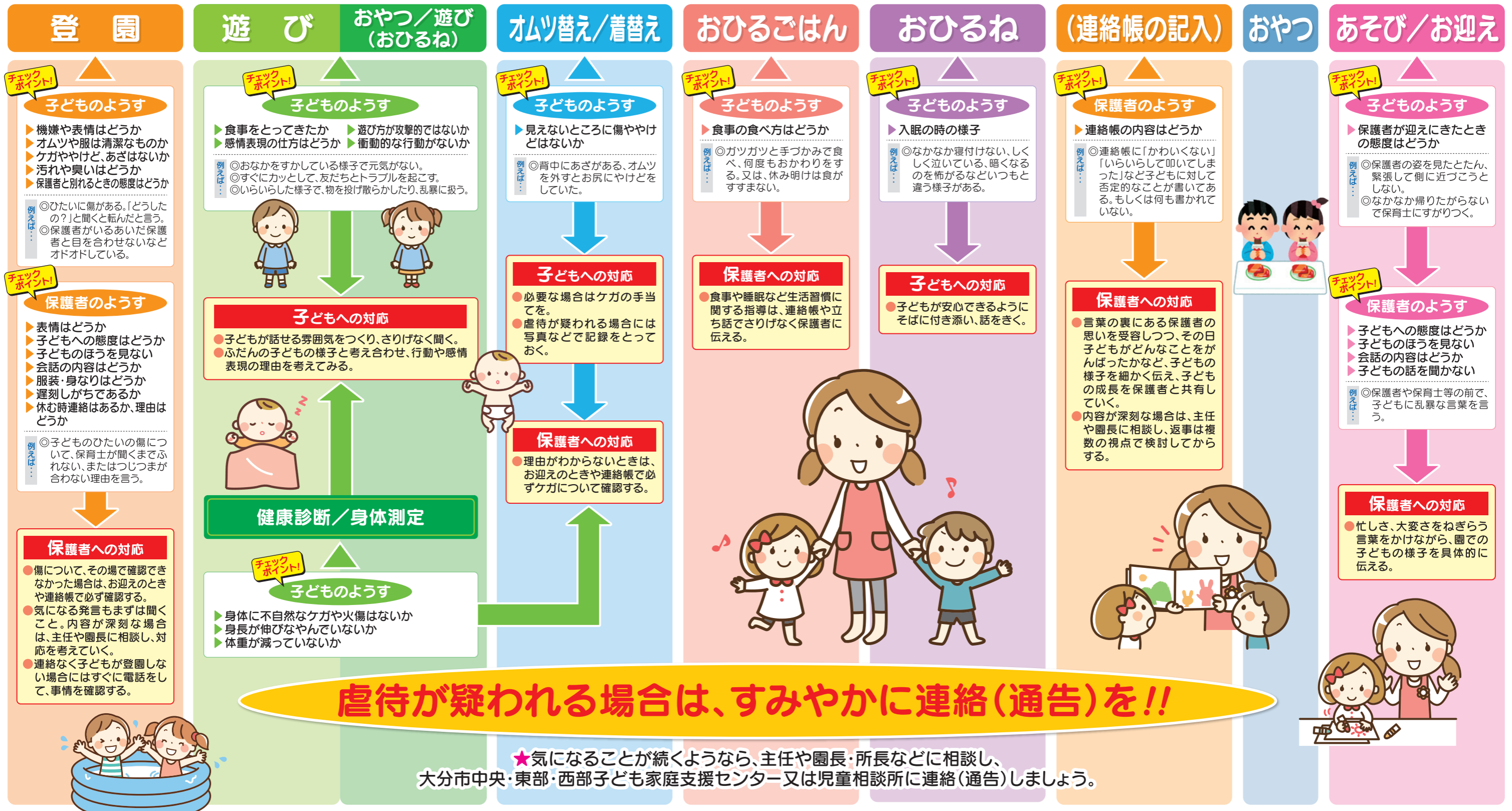
**アドバイス**  
**全体のように判断しましょう!**

- 子どもの機嫌が悪いといっても、一時的な気持ちの問題であったり、からだの不調であったりと、理由はいろいろです。保護者の育児不安の程度も、個人によって差があるでしょう。
- 日ごろの様子を見ているからこそつかむことができる、小さな変化を見落とさずに情報を整理し、総合的に判断することが大切です。



## 園での1日のチェックポイント

1日の流れの中で気をつけたい、いくつかのチェックポイントをあげました。



**虐待が疑われる場合は、すみやかに連絡(通告)を!!**

★気になることが続くようなら、主任や園長・所長などに相談し、大分市中央・東部・西部子ども家庭支援センター又は児童相談所に連絡(通告)しましょう。